

教育電話相談員（育児休業代替非常勤職員）の職務内容及び主な勤務条件

項 目	内 容
職 名	教育電話相談員（育児休業代替非常勤職員）
雇用期間	令和元年7月7日から令和2年3月31日まで ※ ただし、雇用後に育児休業の期間が当初の予定より短くなった場合は、教育電話相談員（育児休業代替非常勤職員）の雇用期間も同様に短縮される。
勤務職場	東京都教育相談センター（新宿区北新宿4-6-1）
職務内容	①幼児、児童・生徒の教育上の問題に関する相談 ②相談に関する統計処理業務、関係機関リスト作成及び資料整理等 ③その他、上司から指示を受けた業務
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分（休憩時間1時間あり）とし、①から③までの交替制勤務とする。 ①平日A勤8:30～17:15      ②平日D勤12:30～21:15 ③土日祝日A勤8:30～17:15 原則、超過勤務はないが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合がある。
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇
報酬	月額194,400円 通勤手当相当額を別途支給（上限55,000円/月）
福利厚生等	福利厚生：一般財団法人東京都人材支援事業団に加入 社会保険：厚生年金、雇用保険、健康保険及び介護保険を適用 健康診断：常勤職員に準じて実施 公務災害：対象